

〇〇〇町内会自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- ① 平常時は会長宅とする。
- ② 災害時は〇〇〇〇、又は会長が指定する場所、施設とする。

（目的）

第3条 本会は、地域住民の隣保精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震や風水害、土砂災害その他災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることや、防災・減災に対する意識や災害活動能力の一層の向上により、地域の安心、安全に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災・減災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- ② 水害等に対する災害予防に資するための地域の災害危険箇所の把握に関すること。
- ③ 地域防災リーダーの育成に関すること。
- ④ 各種防災訓練の実施に関すること。
- ⑤ 災害発生時における情報の収集・伝達、水防・消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営、給食・給水などの応急対策に関すること。
- ⑥ 防災資機材等の備蓄及び管理等に関すること。
- ⑦ 防災機関、隣接自主防災組織との連携に関すること。
- ⑧ その他、自主防災会の目的を達成するための必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇町内会内の世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 ○名
- ② 副会長 ○名
- ③ 班長 ○名
- ④ 会計 ○名
- ⑤ 監査 ○名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は○年とする。ただし、再任することができる。

4 本会役員及び第12条に規定する班の組織は、別表1「〇〇〇町内会自主防災会組織図」のとおりとする。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は、住民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。

- 4 会計は、本会の金銭の出納・管理を行う。
- 5 監査役は、本会の会計経理を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 規約の改正に関すること。
 - ② 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - ③ 事業計画に関すること。
 - ④ 予算及び決算に関すること。
 - ⑤ その他、総会が特に必要と認めた事項に関すること。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項に定める者によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し決定する。
 - ① 総会に提出する事項に関すること。
 - ② 総会に委任された事項に関すること。
 - ③ その他役員会が特に必要と認めた事項に関すること。

(本部の設置)

第11条 災害等の緊急時において、会長は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、第12条各号の班を総括して災害対応にあたる。

(班の設置)

第12条 本会は、第4条の事項を遂行するために次の班を置く。

- ① 総務情報班 (災害対策本部員、災害情報の収集・伝達等)
 - ② 水防消火班 (水防活動、初期消火活動等)
 - ③ 救出救護班 (負傷者の救出、応急手当等)
 - ④ 避難誘導班 (住民の避難誘導、避難行動の支援等)
 - ⑤ 避難所班 (避難所の開設、運営の協力等)
 - ⑥ 給食給水班 (物資の調達、炊き出し等)
- 2 班員は、会員の中から選任する。
 - 3 各班の平常時及び災害時の役割は、別表2「〇〇〇町内会自主防災会各班の主な任務」のとおりとする。

(防災計画)

第13条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - ① 災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - ② 防災知識の普及に関すること。

- ③ 災害危険箇所の把握に関する事。
- ④ 防災訓練の実施に関する事。
- ⑤ 災害等の発生時における防災活動及び他組織との連携に関する事。
- ⑥ その他必要事項に関する事。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回会計監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

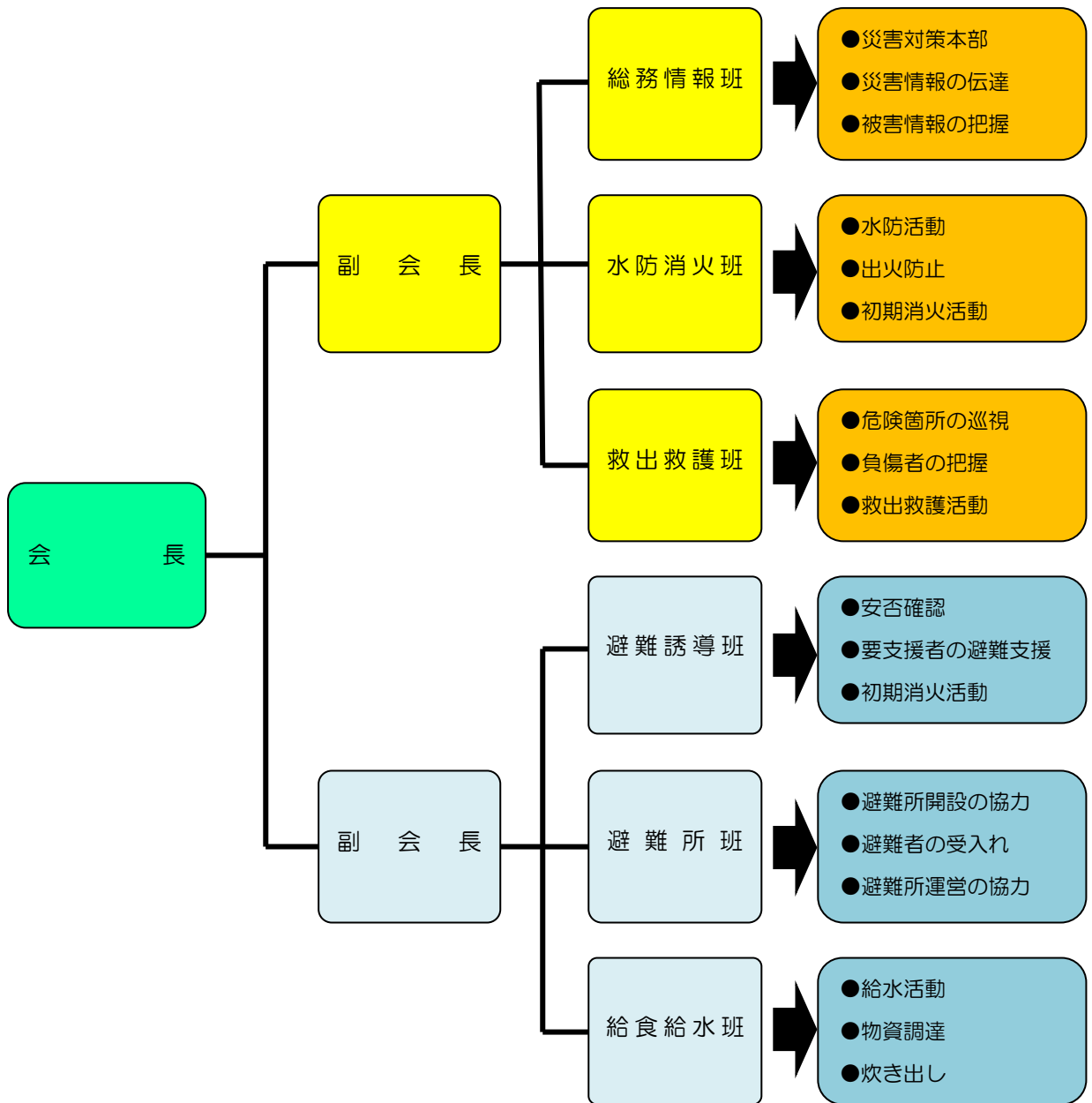
(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

「〇〇〇町内会自主防災会組織図」



「〇〇〇町内会自主防災会各班の主な任務」

班 名	平常時の活動	災害時の活動
総務情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災会の運営・体制強化 ●防災・減災に関する意識の普及と高揚 ●情報収集・伝達の体制づくり ●防災研修・講座の開催、情報収集伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部の設置・運営 ●災害情報の収集・伝達 ●安否情報等の集約 ●防災関係機関・団体との連絡と連携
水防消火班	<ul style="list-style-type: none"> ●安全対策の呼びかけ ●初動水防活動・初期消火の協力の体制づくり ●水防・消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●水防・消火体制の確立 ●水防団体・消防機関への協力 ●防災関係機関・団体との連携
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●応急手当の体得・普及啓発 ●応急医薬品の家庭備蓄の指導・啓発 ●救出救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の救出・救護活動 ●負傷者の応急手当 ●救出救助隊・機関との連携
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所・避難所への避難経路の周知 ●避難行動要支援者の把握と避難支援対策 ●避難誘導訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路の安全確認 ●安全な避難誘導・避難行動の支援 ●安否確認
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所・避難所の確認 ●避難所の備蓄の確認 ●避難所運営・業務分担の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設の協力 ●避難者の的確な受入れ ●避難所運営の協力
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ●応急給水拠点の確認・周知 ●家庭備蓄の普及指導 ●炊き出し訓練、給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常食等の受領・配分 ●避難所での炊き出し ●給水活動の協力